

●香川県告示第114号

香川県管理港湾坂手港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成28年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
旅客施設（旅客乗降用固定施設）	人用乗降施設	小豆郡小豆島町 坂手字坂手浜甲 1834番43	数 量 1台 積 載 荷 重 350kg/m ²